

パプアニューギニアにおける人権の認知度

——マヌス島の事例——

馬 場 淳*

キーワード：人権、認知度、情報源、グローバル化、マヌス島、パプアニューギニア

1. はじめに

今日、人権なき世界を想像することは難しいかもしれない。それは、人権概念がすでに「世界」を語る／構想するうえで不可欠かつ自明なキーワードとなっているからであろう。実に、人権概念は国際的な合意をえた価値原理として相当数の国の司法制度に組み込まれているということのほか、国際問題から国内問題、そして日々の会話にまで、人権の語りは日常的に遍在している。アパデュライ [2004] は西欧起源の啓蒙主義的・民主主義的な権利や世界観が世界の至るところに見られる光景を「イデオスケープ」と呼んだが、人権概念はまさにイデオスケープの典型例と言えるだろう。この背景には、人権をグローバルに貫徹させようとしてきた国際連合や国際 NGO の諸活動、そして冷戦の終結——民主主義陣営の「勝利」——がある。また人権概念のグローバル化を支えるものとして、国際人権レジーム¹⁾ そのものがもつ監視体制も無視しえないだろう。多くの国々は人権に関する数々の条約を批准し、それによって人権理念に適合するような法制度を構築する義務を負う。この国家活動は、定期的な国家報告 (state report) とモニタリングを通じて監視されるのである。

「秘境」や「未開」のイメージがつきまとうパプアニューギニアも、こうした人権のグローバル化の渦中にあるのが実情である。パプアニューギニアは、自由権規約 (2008年批准) と社会権規約 (2008年批准) のほか、女性差別撤廃条約 (1995年批准)、子どもの権利条約 (1993年批准)、人種差別撤廃条約 (1982年批准) など個別分野の人権関連条約を批准し、国際人権レジームの具現化に努めている。確かに、国家報告²⁾ や国内法整備はまだ十分とは言えないものの、UNICEF、UNIFEM、UNDP などの国連組織と、内閣直轄の司法部門 (Law and Justice Sector) やオンブズマン委員会、国家女性評議会 (National Council of Women) などのナショナル・マシンナリーが連携しながら、広範な啓蒙活動が盛んに行われているのも事実である。こうした動きは、とくに2000年代に入ってから加速した。また法改正も緩やかだが着実に進みつつある。例えば、家族法分野を見ると、子どもの権利条約を踏まえて児童福祉法が大幅に改正され (2004年施行)、2009年以降ドメスティック・バイオレンス (DV) に対する法整備³⁾ も進んでいる。

以上の状況を踏まえて、本論では、パプアニューギニアのなかでも「辺境」に位置するマヌス島

*和光大学現代人間学部：Faculty of Human Sciences, Wako University

を事例に、人権の認知度を測り、人権概念のグローバル化の一端を実証的に明らかにしてみたい。具体的には、パプアニューギニアにおける人権規定と人権概念の学習機会を概観したうえで、筆者が2010年に行ったアンケート調査の結果を検討する。筆者は、人権の認知度とその知識を得た経緯（情報源）を示すとともに、その結果をマヌス島の社会・文化的文脈に位置づけながら論じていくことにする。

2. パプアニューギニアと人権

1975年9月16日にオーストラリアから独立したパプアニューギニアは、ニューギニア島の東半分と周辺の島々から構成される立憲君主国である。パプアニューギニアの人権を考えるにあたって、まずは憲法上の規定を確認しておくことにしよう。

憲法前文は、裁判規範性こそ持たないものの、国家の達成努力義務として政府を拘束する国家目標（National Goal）と指導原理（Directive Principles）を掲げており、その「2 平等と参加」——「われわれは、すべての市民が国家の発展に参加し、またそこから利益を受ける平等な機会を有することを、われわれの第2の目標として宣言する」——に、政治的・経済的・社会的・宗教的活動や婚姻における男女平等が謳われている（2(5)、2(12)）。

人権に関わる具体的な条項は、国家機関の責務と基本的諸権利などについて定めている第3編「統治の基本原則」の「第3章 基本的諸権利」に登場する。ここには、自由への権利（32条）、生命の権利（35条）、非人道的扱いからの自由（36条）、人身の自由（42条）、良心、思想、信仰の自由（45条）、表現の自由（46条）、集会・結社の自由（47条）、職業の自由（48条）、プライバシーの権利（49条）、移動の自由（52条）などが規定されている。このように、パプアニューギニアの人権規定は自由権的性格が強く、杉本がいみじくも指摘するように、「いわゆる生存権、教育を受ける権利、労働権などの社会権条項や、環境権などの新しい人権に関する条項はな」く、「古典的」な項目・規定にとどまっていると言わざるを得ない〔杉本 2013:120〕。

この自由権的人権概念への偏向は、人々の意識にも反映されている。筆者が調査村（後述）で聞き取ったのは、「ひとりひとりの思うがまま」（*reh tan homou homou*、クルティ語）といった「個人の自由」と翻訳しうる語りだったし、その裏返しとして「なんでも人権、人権といって、好き勝手にやってしまうのはよくない。人権には、限度や停止が必要だ」という語りだった。本論の随所で示される語りにも、こうした自由権的な性格が看取されることだろう。

さて、憲法が謳う諸権利は、初等教育（Primary Education）課程で教えられている。具体的には、6学年から8学年（日本の中学2年生に相当）にかけて、教科書『政府と国民』（Government and People）と『個人の開発』（Personal Development）を通して人権教育が行われている。前者はパプアニューギニアの政治制度に付随したかたちで、後者は道徳的な論調として、人権を扱っている。いずれにせよ、子どもたちは、村の小学校に通っていれば、人権概念を学ぶことになるのである。

学校教育のほかに人権の定着に重要な役割を果たしていると思われるのが、新聞やラジオなどのメディア、啓蒙活動（ワークショップ、講演イベント）である。とくに新聞とラジオは、今もな

お、都市・町から遠く離れて暮らす村人たちにとっての貴重な情報源となっている。啓蒙活動に参加していない村人たちがメディアを通してその内容を知るといように、メディアと啓蒙活動は連動している。また各地（主に都市・町）で開催されるワークショップには、各村からの代表者が参加することも多く、その代表者を通して村人たちに情報が伝達されていくこともしばしばある⁴⁾。

ところで、人権教育を直接的に目的とした啓蒙活動はむしろ稀であり、女性に対する暴力、子ども、エイズなど、特定のテーマを扱うなかで人権が登場することが多い。したがって、パプアニューギニアでは、人権は抽象的な概念としてではなく、むしろ人権の個別分野を通して伝達・理解されている傾向が強い。例えば、「人権って、女を殴るのはいけないってことでしょ。それはタブーよ」といった答えが返ってくるのは、そのためである。こうしてパプアニューギニアでは、人権という抽象的な全体から部分が引き出されるというよりも、むしろ部分から抽象的な全体が想像されるか、部分的な知識に留まると言えよう。

3. 人権の認知度に関するアンケート調査

(1) 調査の概要

筆者は、2010年2月から3月にかけて、パプアニューギニアのマヌス島で人権の認知度に関するアンケート調査を行った。マヌス島は、首都ポートモレスビーから約800km北方、アドミラルティ諸島のなかで最も大きい島であり、マヌス州の主島である（図参照）。島の北東部に位置するロレンガウには、州政府庁舎、裁判所、州立病院、銀行、郵便局、スーパーマーケットなどがあり、州都として文字通り州の行政・経済的機能が集中している。

調査は、州都ロレンガウとマヌス島中央北岸（州都ロレンガウから約30km西方）の村落の2地

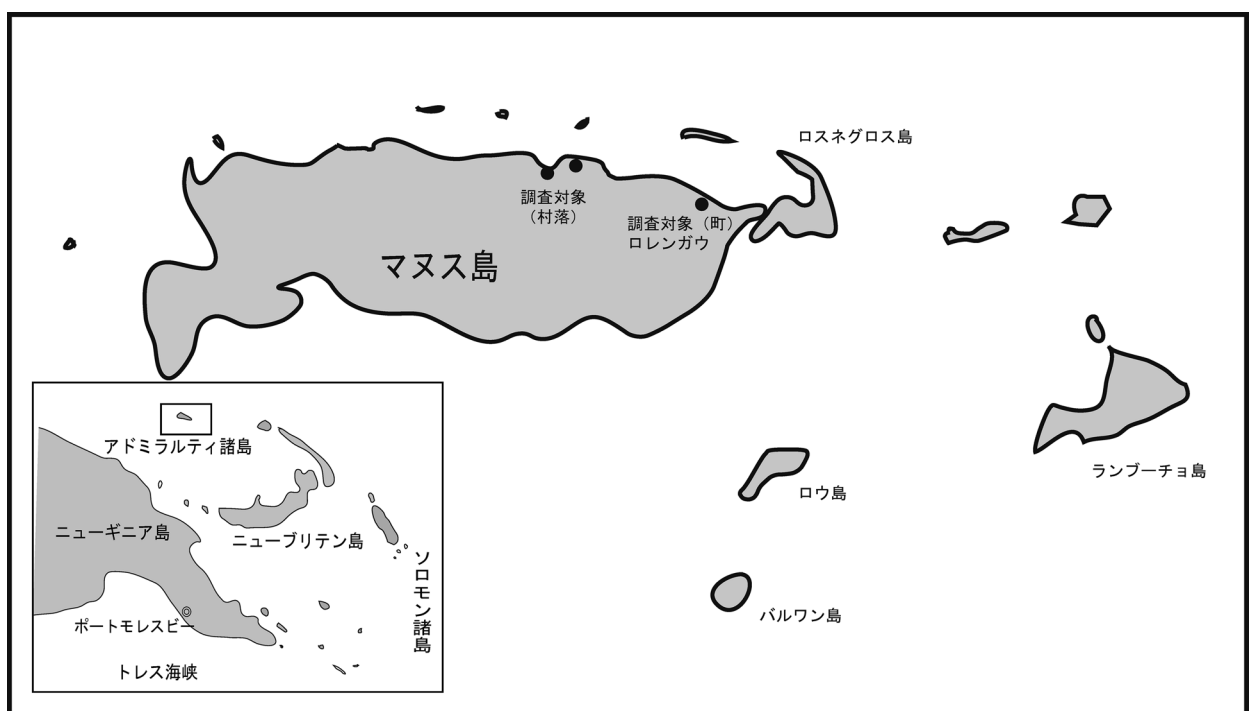


図 調査対象地（パプアニューギニア、マヌス島）

点で行った。ロレンガウでの調査は、人が集まりやすい病院の庭、マーケット、裁判所前、大通りの道端やセトルメントで行った。村落は、筆者が1999年以来、断続的に人類学的フィールドワークを行ってきたクルティ文化圏の村である [e.g. 馬場 2012a]。2011年の国勢調査によれば、ロレンガウの人口は8,882人、対象村落の人口は1,409人⁵⁾である [National Statistical Office 2013]。以下、ロレンガウを町、クルティ文化圏の村を村落と表記する。

調査方法としては、20代から50代までの年齢層の男女を調査対象者とし、対面しながら質問し、アンケート用紙に回答を書き込んだ。町での調査は筆者単独で行ったが、村落での調査は調査助手（男性、20代前半、最終学歴：高校卒業）と手分けをした（村のおよそ半分は調査助手による）。なお質問するにあたって、筆者と調査助手は人権という言葉のみを英語、その他は共通語のピジン語を使用した。啓蒙活動では、人権を語る際、しばしばピジン語で「グッペラ・ロン・マン」(gutpela long man) ——直訳すると「人間にとって良いもの」——という言い方が用いられる。しかしこの表現で質問してしまうと、かえって多様な解釈を招来してしまう恐れがあるため、質問する語彙としては不適切であると考えた。

アンケート調査は、町92人、村落91人、総計183人から回答を得た（表1および表2）。その内訳は、女性回答者（55.3%）が男性回答者（44.3%）より多く、30歳以上（95人、52%）が30歳以下（88人、48%）を若干上回っている。男性81人のうち30歳以下は33人（町：13、村落：20）、30歳以上は48人（町：18、村落：30）であり、女性102人のうち30歳以下は55人（町：36、村落：19）、30歳以上が47人（町：25、村落：22）である。なお世代区分については、パプアニューギニアの平均寿命61.4歳⁶⁾の中間をとって、30歳を基準にした。

本論で検討するデータは、次の2つの質問にもとづく。一つは「人権という言葉を知っているか？」である（質問①：認知度）。回答は「はい」「いいえ」の二択としたが、「はい（知っている）」と答えた人には、単に言葉を聞いたことがあるだけではなく、厳密ではないものの、ある程度の説明ができるかどうかを確認した。よって当初「はい」と答えても、説明できない場合や明らかに間違っている／勘違いしている場合、筆者は「いいえ」にチェックした。例えば、「人権は、自分の選択や自由が尊重されるってことだろ」「(国家から) 人を守ってくれるもの」「誰も、私が何かを行ったり、表明したりするのを阻めないはずだ。みんなそれぞれ、そうできる。人権とはそういうものだ」といった説明——町・村落ともに多くの回答者に見られた表現——には、「はい」にチェックを入れている。逆に、「(子どもが) バカなことをしたら、子どもを殴ってもいい。それ

表1 認知度

回 答		男 性	女 性	合 計
は い	町	20	25	45
	村 落	40	26	66
	小 計	60	51	111
い い え	町	11	36	47
	村 落	10	15	25
	小 計	21	51	72
合 計	全 体	81	102	183

は、しつげよ。私には、しつげる権利があるわ」(町、女性)「人間には権利はない。唯一もっているのは、神だ」(村落、男性)という説明には、「いいえ」にチェックを入れた。

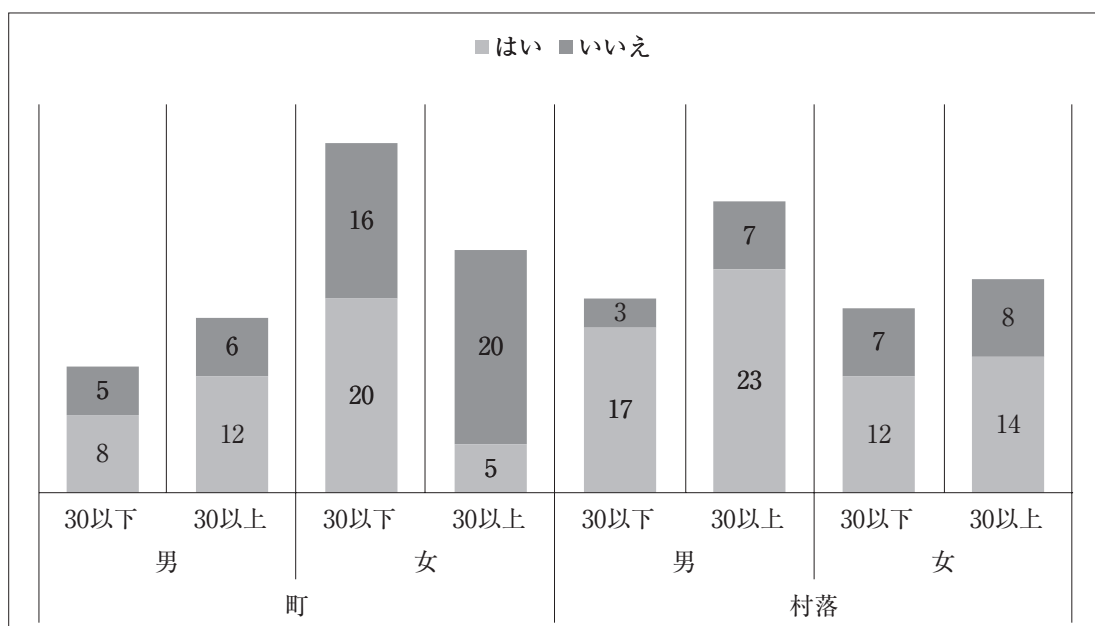
次に、「はい(知っている)」と答えた人に対して「どこで/誰から人権を学んだのか?」という質問を投げかけた(質問②:情報源)。最も印象/記憶に残っている情報提供者・機関・イベントを答えてもらうため、対象者にはなるべく即答を求めた。ただしそれまでの人生で人権に関する知識はさまざまなところで得たと思われるため、無理に一本化せず、複数回答も認めた。

(2) 調査結果①

質問①について、183人中「人権を知っている」と答えたのは111人(61%)、「知らない」と答えたのは72人(39%)という結果だった(表1)。「辺境」という地理的位置を考えれば、この数字は人権概念をグローバルに貫徹させようとする人々・機関の「努力」の賜物と言えるが、マヌス島民が比較的高い教育水準を保持してきたという歴史にも留意すべきだろう。実に、植民地期の比較的早い時期(20世紀初頭)から宣教師による基礎教育(識字、計算)が行われ、戦後のパリアウ運動[馬場 2012a:第3章参照]による生活様式の改革や教育拡充により、1980年代までのマヌス島民の教育水準は全国屈指だった⁷⁾。現在の中高年層(とくに男性)は、そうした学歴を背景に、公務員などの安定した職を得ることに成功したのである。なお中高年層の知的水準の高さは、後に見るように、人権という概念が比較的新しいものであるにもかかわらず、大きな世代差が生じないことと関連している。

「はい」と答えた人の内訳は、町で45人(41%)、村落で66人(59%)であり、町よりも村落が高い結果となった。ただここで、町の回答者が社会的地位や経済力の低い住民(とくに女性)に偏っていることを反省的に付け加えておきたい。つまり病院のスタッフや裁判所の職員、州政府の役人などはほとんど含まれていないのである。そのような人々は、政府その他の予算を使った啓蒙活動の人員となる場合が多く、人権を知っている可能性が非常に高い。町の人口からすれば一握り

表2 性別・世代・居住地ごとの回答者数



だが、これらの人々がカウントされれば、町の数値は——そして全体の数値も——もう少し上ることだろう。

また、回答者の性別に着目してみると、男性は60人(54%)、女性は51人(46%)であり、全体の傾向として男性の方が多いという結果を得た。回答者の性別比率からすれば、74%の男性、50%の女性が「人権を知っている」と回答したことになる。女性回答者の数値が伸びない理由は、町の女性にある。町の女性は、女性回答者の59%を占めるものの、「はい」と答えたのは24%しかない。町の女性のみ、「はい」の回答率(40%)が「いいえ」の回答率を下回っている。表2を見ると、その回答率の低さの要因が「町の30歳以上の女性」——80%が「いいえ」と答えている——にあることがわかる。

表2は回答者の性別・世代・居住地ごとにまとめ、回答実数を表示したものだが、「町の30歳以上の女性」を除く7つのカテゴリーのいずれも「はい」の回答者数が「いいえ」の回答者数を上回っている。世代に注目すると、「人権を知っている」と答えた人は30歳以下が57人(51.4%)、30歳以上が54人(48.6%)であり、若い人ほど新しい概念を知っているように期待されたが、世代間にほとんど差が見られないことがわかる。一方で、「知らない」と答えた人が30歳以下31人(43%)、30歳以上41人(57%)であり、人権を知らない回答者が30歳以上に若干多い。表2が端的に示すように、その半分を占めているのは町の女性である。

以上、筆者のアンケート調査から、回答者の6割が人権について何らかの知識をもっていることがわかった。また回答者の性別・世代・居住地を見ると、一部(町の30歳以上の女性)を除けば、ほとんど差がないこともわかった。意外なのはDVや子どもに関する啓蒙活動が盛んな町にいる女性(とくに30歳以上)が「人権を知らない」と答えた人のなかに多く含まれていることである。このことは、先に述べたように、筆者の調査の偏りによるところが大きいだが、セツルメント居

表3 情報源

	全体合計	町			村 落		
		小計	男性	女性	小計	男性	女性
学校	55	20	8	12	35	20	15
家族・親戚	16	7	0	7	9	3	6
メディア	16	3	1	2	13	8	5
キリスト教会	13	5	2	3	8	3	5
裁判	9	4	2	2	5	4	1
友人・知人・ビッグマン	8	1	1	0	7	6	1
啓蒙活動	7	4	2	2	4	1	3
ピヒ・マヌス協会	5	4	1	3	0	0	0
警察	4	3	1	2	1	1	0
仕事	3	2	2	0	1	1	0
もともと知っていた	2	0	0	0	2	2	0
合 計	138	53	20	33	85	49	36

※複数回答あり

住者、周辺の島から町にやってくる一時滞在者や町のインフォーマル・セクター従事者の実態を反映しているとも言えよう。

(3) 調査結果②

質問①で「はい」と答えた人には「どこで／誰に人権を教わったのか？」という質問にも答えてもらった。その結果が、表3である。複数回答したのは町よりも村落の住民が多かった。このことは、村落民にとって、馴染みのない概念の学習が決して単一の経路には絞れないことを示しているように考えられる。

全体の傾向として、もっとも学習効果が高かったのは、学校であった。次いで、家族・親戚とメディアが啓蒙活動その他を上回るかたちとなった。ここで、家族・親戚が上位であることの含意について付言しておく必要がある。家族・親戚といった人間関係は、村落部だけでなく町・都市部でも、人々の人生／生活を支える相互扶助のネットワークとなっているのだが [cf. 馬場 2006]、それは同時に情報伝達・拡散のネットワークでもある。実に、人々は、日常的かつ濃密な交流を通して、日々の出来事から国内・国際政治に至るまで、さまざまな情報を交換し合っている。もちろんそこには、家族・親戚の誰かがメディア、啓蒙活動、裁判、警察、仕事などで得た人権に関する情報も流れ込んでいる。ある個人が知り得た情報は、このつながりを下敷きに家々を流通し、多数の人々が知るところのものとなる。こうした対面的な人間関係にもとづく情報の伝達・拡散は、今もマヌス島民——そしてパプアニューギニア一般とさえ言ってもいいだろう——に根強い。俗的な言い方をすれば、口コミであり、家族・親戚とは口コミの主要経路なのである。口コミという観点からすれば、家族・親戚に属さない「友人・知人・ビッグマン⁸⁾」も、人間関係を媒介とした伝聞であるため、同類である。「家族・親戚」「友人・知人・ビッグマン」を口コミとしてまとめるならば、計24人となり、学校を除く他の情報源を大きく上回ることになる。ただしこの種の情報は、学校や啓蒙活動で学習する体系的な知識としてではなく、話し手や聞き手の関心や都合に応じて断片的・部分的な知識とならざるをえないことに注意すべきだろう。なお男女間の差異に注目してみると、家族・親戚から情報を得るのが女性に多い傾向が看取される。その一方で、男性は「友人・知人・ビッグマン」から情報を得る傾向が強い。

また、キリスト教会が上位に入っていることにも注目しておきたい。教会の礼拝で人権教育そのものが行われているとは思えないが、キリスト教は他者を尊重すべき個人としてみなすという点で人権思想と親和性を持っている。実に、他の太平洋地域の先行研究ではあるものの、キリスト教が人権概念を受け入れる素地を準備したという指摘がある [Jolly 1997]。このキリスト教と人権思想の親和性を踏まえれば、情報源にキリスト教会が入っているのは何も驚くことではないのである。人権という言葉は（キリスト教の）外部から聞き知ったとしても、その意味内容はキリスト教によって教えられたために、人々は情報源／学習の機会をキリスト教としているのである。

裁判を情報源に挙げた回答者が一定数いるのは、裁判が単なる紛争処理に終わらず、学びの場にもなるからである。ここでいう裁判は、地方裁判所の近代型訴訟のほか、コミュニティ主導で行われる草の根の村落裁判⁹⁾も含む。ある村落の男性は「自分は小学校6学年を卒業しただけの学歴しかもたないが、村落裁判の判事を務める中で人権について学んだ」と回答している。このように、憲法のもとにあり、個人の権利・義務を明確にし、「法の支配」を重んずる裁判は、その具体

的なプロセスを通して、人々が馴染みのない近代的な概念を学習する場なのである [e.g. 馬場 2016, 2010b]。人権概念について、キリスト教よりも明確かつ直接的であるはずの裁判がキリスト教会よりも下位にきているのは、機会の相対的希少さと非日常性によるかもしれない¹⁰⁾。

次に、町と村落で明白に違う項目に着目していこう。まず表3は、意外にもメディアの影響が町よりも村落の方で高いことを示している。町でもテレビのない家はまだまだ多く、新聞とラジオが主たる情報源となっているという点では村落とさほど変わらない。この違いを考えるにあたって着目すべきなのは、記憶の問題である。村落の人々が挙げた新聞を例にしてみると、町では複数のメディアが飛び交い、新聞が日々読み捨てられていくのに対して、村落では一枚の新聞が一定期間残り続け、その結果として学習の記憶に残りやすいのである。例えば、村落では新聞を少しづつちぎり、タバコを巻く紙とするのだが、人々は「ちぎるときに新聞を再び読む」のだという。筆者も、こうした光景をよく目撃したものである。言い換えれば、町では読み捨ててしまう新聞が村落では「大切にされる」のである。新聞が村落の人々にとって学習の記憶に残りやすいのは、同じ新聞(記事)を繰り返し読むところにある。

ピヒ・マヌス協会、仕事=職場、警察署は町にあることから、村落との対比がくっきり表れている。仕事を情報源に挙げた村落の回答者は、リタイア組である。ピヒ・マヌス協会——ピヒ・マヌスとは「マヌスの女性」の意味——は、州政府のコミュニティ開発局 (Dept. of Community Development) の女性部を実質的に担うエージェントである。州政府のビルとは独立した広大で立派な建物を構え、州政府予算のもとで女性をめぐるさまざまな活動に従事している¹¹⁾。啓蒙活動以外でも、オフィスには常時スタッフがおり、女性の悩みに応じている。村落出身の女性が訪れる光景は珍しくないものの、今回の調査で村落の女性がピヒ・マヌス協会を挙げることはなかった。

最後に、「もともと知っていた」という回答について付言しておこう。回答した村落の男性(30代)は、人権について「誰もが思い通り (*reh tan homou homou*)、どこかに行ったり、何かを自分で決めたり、自分の意見を表明することができるってことだろ」と述べたが、情報源については「このような考え方は誰かに教わったものではない」と否定し、次のように語った。

もともと知っていた。はじめから頭のなかにあったのだ。先祖たちも(人権を)知っていた。歩いたり、手を動かすのを教わったか? ココナッツが食べられるなんて誰が教えた? 同じように(人権も)両親の時代にも、その祖先たちの時代にも、知られていたことだ。(2010年2月27日、括弧内は筆者補足)

ほとんど冗談ではないかと言いたくなるが、彼の言わんとするのは、今、騒がれている人権の考え方はるか昔からあり、このクルティ社会に生きる人間は自然に——ココナッツを食べるように——身につけてきたということである。先に述べたキリスト教会と同様、人権という新しい言葉に出会った記憶はその意味や考え方を知らず知らずのうちに身につけていたことのなかに霧消してしまっていると言えよう。

4. おわりに

以上、本論では、筆者がマヌス島の二地点で行った人権の認知度アンケート調査を検討してきた。結論としては、回答者の6割が人権について「ある程度知っている」ことがわかった。またその情報源としては、学校教育のほか、口コミ、キリスト教会などが上位に挙がり、意外にも啓蒙活動は下位であった。もちろん啓蒙活動が功を奏していないと言うわけではなく、口コミやメディアに吸収されてしまった可能性が高い。さらに、「人権を知っている」と答えた人々に若干の男女差は見られたものの、世代間の格差は看取されないことも分かった。これは、新しい知識が決して特定の層に偏らない傾向を示している。そしてこれらの結果は、マヌス島の社会的・歴史的背景やパプアニューギニアの文化的特徴を強く反映したものだと言えよう。

とはいえ、「ある程度」に込めた留保には注意を喚起しておく必要がある。本論では、彼／彼女らが知っている人権概念の中身を厳密かつ詳細に検討することはしなかったが、それは次のように別に検討すべき問題であるからだ。実に、人権概念のグローバル化と言っても、何も人類がみな同じ人権概念の現実を生きていることを意味するわけではない。むしろ人権概念は一枚岩的なものでは決してなく、社会・文化ごとに多様でさえあると言っても過言ではない。本論で見たように、パプアニューギニアの法規上も、人々の意識も、きわめて自由権的性格が強いものであった。しかも人権に関する知識は、体系的というよりも、個別的・部分的なものである。さらに、人権が啓蒙活動で「人間にとって良いもの」(グッペラ・ロン・マン)という表現で伝えられているとすれば、それは現地人の解釈枠組みを通して「私たち」が知っている西欧的な人権概念とは似て非なるものとなっている可能性がある。ここでは詳細に立ち入ることはしないが、「人間にとって良いもの」とは、例えば、筆者がこれまで調査してきたクルティ社会において、協調を重んじ、他人が家に居候することを許したり、食べ物やモノを頻繁にやりとり(交換)し、それらによって人間関係を維持／再生産するところの「良い振る舞い」を意味するのである[e.g. 馬場 2006]。今日の法人類学的研究の関心・焦点となっているのは、人権概念をめぐるこのようなズレやローカルな変容——言い換えれば、国際人権レジームのグローバル化¹²⁾——の方なのである[e.g. Goodale and Merry 2007; Merry 2006]。この問題については、今後の課題とし、別稿に譲りたい。

[注釈]

- 1) 国際人権レジームとは、人権に関する条約や宣言、および人権保護を実行するための諸制度・諸組織からなる複合的総体をさす。
- 2) 例えば、CEDAW 報告書について、パプアニューギニアは、提出期限を守れず、2008年によく5回分をまとめて女性差別撤廃委員会に提出した[Government of Papua New Guinea 2008]。
- 3) 2009年から地方裁判所法にもとづく保護命令規則(Protection Order Rules)が運用されるようになり、2013年には家族保護法(Family Protection Act)が制定され、現在(2016年)反DV政策は二重法体制下にある。前者が矯正志向をもつものに対して、後者の家族保護法はDVをより犯罪とみなす応報的志向をもつ。なお保護命令規則の運用実態については、拙論[馬場 2012b]を参照されたい。
- 4) ワークショップの光景については、拙論[馬場 2010a]を参照のこと。

- 5) 対象村落の人口は、クルティ文化圏のなかでも海岸部に位置するD地区(690人)とL地区(719人)の合計である。筆者の調査拠点(ホストファミリーの住居)が二地区の境界に位置していることから、筆者の調査範囲は常に二地区をまたぐものとなっている。
- 6) 平均寿命は、『データブック・オブ・ザ・ワールド 2012年版』(二宮書店、2012年)に依拠している。
- 7) 例えば、全国教育水準指標に関するウィークスの調査報告によれば、1971年時におけるマヌス州の中学校就学率は全国2位(1位は首都ポートモレスビー)であり[Weeks 1988:31]、1982~1984年における第6学年試験の標準偏差値(教科は英語と数学)でもマヌス州は三年連続2位(ポートモレスビーが三年連続1位)であった[Weeks 1988:36]。
- 8) ビッグマンとは、コミュニティのなかで名声を得た人物を指す。
- 9) 村落裁判は、村落裁判法(Village Court Act)を根拠法とする公式的な裁判制度であり、地域住民から選出された「素人」の判事がコミュニティ内の紛争を伝統的慣習や「平和と協調」の観点から柔軟に解決するという特徴をもつ。その決定は憲法の理念及び法の保護法益に抵触しない限り法的効力をもつことから、村落裁判制度とは伝統的慣習を基層法(underlying law)として国家法体系内に実効化する装置であると言える。
- 10) パプアニューギニアはクリスチャン・カントリーであり、その憲法で謳われている「パプアニューギニアのやり方」には伝統文化と並んでキリスト教が明記されている。ここからわかるように、人々は総じて敬虔なキリスト教徒である。
- 11) もちろんピヒ・マヌス協会の活動に男性が排除されているわけでは決してない。ピヒ・マヌス協会の活動について、拙論[馬場 2010a]を参照のこと。
- 12) グローカル化(グローカリゼーション)とは、グローバリゼーションとローカリゼーションを組み合わせた造語であり、グローバルなモノが現地社会に受け入れられるとき、そこには現地側の解釈や変形、つまりローカル化(土着化)を伴うことを指す。

[引用文献]

- アパデュライ、アルジュン 2004 『さまよえる近代——グローバル化の文化研究』(門田健一訳) 平凡社。
- 馬場 淳 2006 「想起される“振る舞い”——パプアニューギニア・クルティ社会におけるパラ・ソウエ儀礼の分析」『法社会学 65号』有斐閣、34-53頁。
- 2010a 「グローバル化のエージェント——パプアニューギニアにおける反DVのイデオスケープをめぐって」塩田光喜(編)『グローバル化のオセアニア』(共同研究中間報告論文集)アジア経済研究所、54-69頁。
- 2010b 「法に生きる女性たち——パプアニューギニアにおける法と権力作用」塩田光喜(編)『知の大洋へ、大洋の知へ——太平洋島嶼諸国の近代と知的ビッグバン』彩流社、133-166頁。
- 2012a 『結婚と扶養の民族誌——現代パプアニューギニアの伝統とジェンダー』彩流社。
- 2012b 「国際人権レジームの功罪——パプアニューギニアにおける保護命令の「誤解」をめぐって」牟田和恵・平沢安政・石田慎一郎(編)『競合するジャスティス——ローカリティ・伝統・ジェンダー』大阪大学出版会、265-286頁。
- 2016 “The Making of Legal Subject in Papua New Guinea: support agents and situated learning for the modern lawsuit in Manus Province” *People and Culture in Oceania* Vol. 31: 1-24.
- Goodale, Mark and Sally Engle Merry (eds.) 2007 *The Practice of Human Rights: Tracking Law Between the Global and the Local*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Government of Papua New Guinea 2008 *Report of the status of women in Papua New Guinea and the Autonomous Region of Bougainville 2008: Combined Initial, First, Second, Third and Fourth Periodic Reports on CEDAW*. Port

- Moresby: Governmental office of Papua New Guinea.
- Jolly, Margaret 1997 “Women-Nation-State in Vanuatu: Women as Signs and Subjects in the Discourses of *Kastom*, Modernity and Christianity.” In Otto, T. (ed.) , *Narratives of nation in the South Pacific*, pp. 133-162. Amsterdam: OPA.
- Merry, Sally Engle 2006 *Human Rights & Gender Violence: Translating international law into local justice*. Chicago: The University of Chicago Press.
- National Statistical Office 2013 *Census Unit Register: Manus Province*. Port Moresby: National Statistical Office.
- 杉本篤史 2013 「パプアニューギニア独立国 1975 年憲法について」『国際関係学研究』（東京国際大学）第 26 号、119-133 頁。
- Weeks, Skeldon 1988 “Education: Manus in Papua New Guinea Context.” In *High school education for all in Manus* (Paper presented at Education Seminar 11-13 July, 1988) , pp.19-38. Lorengau: Manus Provincial Government.

Arrival of Human Rights in Papua New Guinea : A Case Study Based on the Questionnaire in Manus Island

Jun BABA

This paper aims to elucidate how the concept of human rights has a global circulation, through the case study for Manus Island, a remote and peripheral island in Papua New Guinea. My methodology is questionnaire which focuses on 2 points: a degree of recognition and a source of information concerning human rights. The survey by questionnaire was conducted in February to March of 2010 and in 2 sites: Town, Manus Provincial Capital, and villages, north-coast of Manus Island.

As a result, I collected the answers of total 183 persons. 92 persons come from Town and 91 persons from villages. The sex ratio of respondents is 81 males (44%) and 102 females (56%). Generation is only divided to two categories; under 30-years-old (88 respondents) and over 30-years-old (95 respondents).

In conclusion, my survey shows that, although Manus Island is a peripheral area, 60 % respondents have a kind of knowledge on human rights. At this survey on recognition of human rights, male respondents outnumber female respondents. It is a cause of this gender gap that, though many awareness events and information is accessible to Town people, a half of respondents who don't know human rights is unexpectedly female respondents living in Town. Except for this, there are little gap in gender, residence and generation among people who know human rights. As with a source of information, school education, word-of-mouth communication, and Christian church rank higher than public awareness. It is considered that these results reflect socio-cultural characteristics of Manus Island, even Papua New Guinea in general.

Keywords : human rights, degree of recognition, source of information, globalization, Manus Island, Papua New Guinea